

国債振替決済制度における振込国債の 元利金の配分に関し日本銀行が参加者 に支払う手数料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規則において、日本銀行国債振替決済業務規程（以下「規程」という。）及び国債振替決済制度に関する規則（以下「振込規則」という。）の用語と同一の用語は、それぞれ規程及び振込規則の用語と同一の意味をもつものとする。

2 この規則において、「振込国債」には、規程附則第二条及び振込規則附則第二条の規定により振込国債とみなされる特例国債を含むものとする。

(参加者への手数料の支払)

第三条 日本銀行は、参加者（規程第七条第一項の規定により参加者口座の開設を受けた者に限る。）に対し、次に掲げる手数料を支払う。

- 一 元金配分手数料
- 二 利子配分手数料

2 前項各号に掲げる手数料の額は、別表に定める額とする。

3 第一項各号に掲げる手数料の支払方法及び支払時期は、その都度、日本銀行から参加者に通知する。

(報告書類の提出)

第四条 参加者は、振込規則の定めるところにより自己の参加者口座の預り口に記載又は記録がされている国庫短期証券の元金の配分を受けた場合において、当該参加者が間接参加者の指定参加者であり、かつ、当該国庫短期証券の名称及び記号別の預り口に係る償還額（複数の種別に係る償還額がある場合には、これらの償還額を合計した額）が百十一億一千二百二十万円を超えるときは、当該償還額について、その翌月十日までに、別紙の国債振替決済償還額内訳報告表をその日本銀行取扱店に提出する。

元金配分手数料及び利子配分手数料の額

元 金 配 分 手 数 料	国庫短期証券 以外	預り口及び信託口の自己口 ^(注) に係る元金の額の合計に百万分の六の料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）
	国庫短期証券	<p>預り口及び信託口の自己口^(注)に係る元金の額の合計に百万分の〇・九の料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て） ただし、国債の名称及び記号別の次の各号に掲げる元金の額ごとに当該料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）がそれぞれ当該各号に定める額を超える場合には、当該元金の額に係る手数料の額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>イ 信託口の自己口^(注)に係る元金の額の合計 一万円 ロ 預り口に係る元金の額（間接参加者口座に係る額を除く。）（複数の種別に係る額がある場合には、これらの額の合計。ハ及びニにおいて同じ。） 一万五千元 ハ 預り口に係る元金の額のうち間接参加者ごとの間接参加者口座（自己口）に係る額 一万円 ニ 預り口に係る元金の額のうち間接参加者ごとの間接参加者口座（顧客口）に係る額 一万五千元</p>
利子配分手数料		利子の配分が行われた国債の当該配分時における預り口及び信託口の自己口 ^(注) の残高（物価連動国債の場合には、当該残高に利子支払期日における連動係数を乗じた額）の合計に百万分の六の料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）

(注) 「信託口の自己口」とは、信託口 1、信託口 2、信託口 3 及び信託口 4 の自己口 I 及び自己口 II 並びに信託口 5 及び特別課税信託口の自己口 I、自己口 II、自己口 III 及び自己口 IV（国庫短期証券にあっては、信託口 1、信託口 2、信託口 3 及び信託口 4 の自己口 I 及び自己口 II 並びに信託口 5 の自己口 I、自己口 II、自己口 III 及び自己口 IV）をいう。

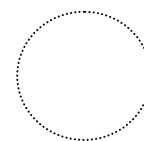
国債振替決済償還額内訳報告表
(年 月分)

(日付) _____

日本銀行 御中

(参加者)

印



国債名称・記号	償還期日	年	月	日
預り口 (イ+ロ+ハ)				千円
参加者口座 (顧客口) (イ) (間接参加者分を除く)				
間接参加者口座 (自己口) (ロ)				
間接参加者口座 (顧客口) (ハ)				

間 接 参 加 者 分 内 訳	間 接 参 加 者 名	間接参加者口座 (自己口)	間接参加者口座 (顧客口)
		千円	千円
	合 計	(ロ)	(ハ)

- (備考) 1. 第4条に規定する場合に限り、償還月の翌月10日までに提出する。
 2. 複数の間接参加者の指定参加者である参加者は、間接参加者分がある場合には、間接参加者分の内訳を記入する。この場合において、間接参加者分の内訳として明細表を添付するときは、「間接参加者分内訳」欄に「内訳別紙明細表のとおり」と記入する。
 3. 複数の種別に係る償還額がある場合には、これらを合計した額を記入する。